大阪府包括外部監査人の公募に関する質問とその回答について

１　業務内容に関して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問 | 回答 |
| １ | 監査を実際に実施することとなった場合、応募提案書に記載していなかったテーマを選定することは可能ですか。 | テーマの選定については、公募要項７（２）選考基準に記載のとおり、「テーマの選定及び監査手法」で、配点が４割と大きなウエイトを占めております。したがいまして、全面的な変更は不可ですが、ご提案時と趣旨が変わることのない範囲であれば可能です。 |
| ２ | 応募提案書の提出後又は監査人への選定後、補助者を変更し、又は追加することはできますか。 | 補助者を変更し、又は追加することは可能ですが、地方自治法第252条の32第１項により、あらかじめ監査委員との協議が必要となります。 |
| ３ | 監査費用の概算額の算定のため、監査報告書の必要提出冊数をご教示くさだい。 | 監査の結果に関する報告書については、本文及び概要版各200部、当該電子データ（CD－R又はDVD－R 30枚）の提出が必要となります。 |

２　応募資格等に関して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問 | 回答 |
| １ | 現在、大阪府包括外部監査人補助者を務めている者が、引き続き補助者を務めることはできますか。また、できる場合、継続して務めることのできる年数に上限はありますか。 | 現在、補助者を務めている者が、継続すること及びその年数については、制限はございません。ただし、補助者に補助させる場合については、地方自治法第252条の32第１項により、あらかじめ監査委員との協議が必要となります。 |

３　提出書類に関して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問 | 回答 |
| １ | 公募要項４（５）イにおいては「応募提案書については、Ａ４版で本文10頁以内とします。」とされており、一方、様式第２号本文冒頭には「１～５の合計を10ページ以内として下さい。」との記載があります。提案書の「６実績」は、10頁との枚数制限に含まれないとの理解で間違いありませんか。 | 提案書の「６実績」は、枚数制限に含まれません。 |